

令和5年度 第1回富士市総合教育会議

会 議 録

開催日

令和5年7月21日 金曜日  
 開 会 15時30分  
 閉 会 16時50分

会議場

中央図書館2階 視聴覚室

出席者の氏名

市 長	小長井 義 正	教育委員 (教育長職務代理者)	和久田 惠 子
教 育 長	森 田 嘉 幸	教 育 委 員	篠 原 均
		教 育 委 員	松 田 靖 子
		教 育 委 員	塩 谷 知 一

出席職員等 (事務局) の氏名

教育次長	江 村 輝 彦	こども未来部長	春 山 辰 巳
教育総務課長	味 岡 俊 雄	こども未来課長	本 多 直 人
学校教育課長	齋 藤 文 徳	教育総務課調整主幹	小長谷 聡
学務課長	村 嶋 博	教育総務課参事補兼指導主事	吉 村 直 也
社会教育課長	吉 田 和 洋	教育総務課指導主事	瀧 南
文化財課長	久保田 伸 彦	教育総務課指導主事	山 田 英 雄
中央図書館長	大 川 英 子		
富士市立高校事務長	榎 俊 英		
教育研修・特別支援教育センター所長	檜 木 小重美		
青少年相談センター所長	川 口 壽 彦		傍聴人2名
博物館長	植 松 良 夫		

議題 (動議) 及び議事の概要  
 (議 案)

議第1号 富士市子どもの権利条例の活用について

開会  
事務局  
(開会)

市長あいさつ  
市長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回の議題は、富士市子どもの権利条例の活用についてであります。子どもを取り巻く環境が複雑化する中、従来の取組に加えて、いじめや不登校、虐待などを含む子どもに関わる全ての問題に対して、子どもの権利保障という視点で子どもを主体として問題解決を図っていくことが求められております。

本市では、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長していくことができるよう子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、県内初となる富士市子どもの権利条例を令和4年4月1日に施行いたしました。

この条例は、子どもの権利についての理念だけではなく、これを実現させるための具体的な制度や仕組みを盛り込んだ実効性のある条例として制定しております。

本日は、条例についての再確認をし、それを踏まえた上で、こども未来部と教育委員会におけるこれまでの取組や、今後取り組むべきことなど、委員の皆さんと意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。ここで本日の流れをご説明させていただきます。

本日の議題は、先ほど市長からありましたとおり、富士市子どもの権利条例の活用についてであります。

レジュメにありますとおり、まずはこども未来部と教育委員会から、それぞれ資料に沿ってご説明いたします。時間はおよそ20分間の予定です。

次に意見交換をお願いします。説明は各部署からになりますが、子どもの権利条例は、こども未来部と教育委員会が、縦割りではなくしっかりと連携を強めて取り組まなければならないと考えております。したがって、部署ごとにご意見をいただくのではなく、横断的な視点でご意見をいただきたいと思います。とはいえ、全て一括では議論しにくいと思いますので、時系列的に、前半と後半に分けてご意見をいただきたいと思います。資料もこれまでの取組と今後の取組を意識して作成いたしました。意見交換の時間はおよそ1時間を予定していただき、会議全体の終了時刻は午後4時50分を目安にいただければと思います。

またこの後、当局からの説明や質疑応答については着座にて発言させていただきますので、ご了承ください。

それではこれから議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては、この会議の主宰者であります小長井市長にお願いします。

市長、よろしくお願いいたします。

## 議事

### 議第1号「富士市子どもの権利条例の活用について」

#### 市長

それでは、ここからは私が進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、次第をご覧いただきたいと思います。議第1号、富士市子どもの権利条例の活用についてであります。今回は子どもの権利条例の概略を再確認し、それを踏まえた上で、これまで、こども未来部と教育委員会で取り組んできたことや、今後の更なる条例の活用について、教育委員の皆様と意見交換をしたいと考えております。

まず、意見交換の前に、担当課から資料の説明をお願いいたします。

#### 事務局

（「富士市子どもの権利条例」について、概要、これまでの取組、今後の取組について資料に基づき説明する。）

#### 事務局

（「学校教育における富士市子どもの権利条例の活用」について資料に基づき説明する。）

#### 市長

ただ今、こども未来部のこども未来課、教育委員会の学校教育課からそれぞれの資料に沿って説明がありました。この後、意見交換に入りますけれども、次第に書いてありますように、まず条例に関するこれまでの取組と今後の取組ということで、分けて意見交換を行いたいと思います。もちろん関連があれば、特にこだわらずに進めてまいりたいと思います。

例えば、資料からいきますと、こども未来課の方で示されたものは、この権利条例についての改めての内容の説明がありました。特に子どもの権利救済委員制度は資料2ページの5でかなり詳しく述べられておりますので、こういったことについての皆様からのご質問、ご意見等あればお聞かせいただきたいと思います。

令和4年度の取組については、もう既に実施をしてきた内容であるので、それらについてはこれまでの取組の中で触れていただければと思います。

8ページ以降が今後の取組になると思います。令和5年度ですから、もう既に実施しているものもありますけれども、これらが今後のことになってくるのではないかと思いますので、こども未来課の方は7ページまでをまず前半で意見交換をして、8ページ以降は後半でというふうになろうかと思います。

それと並行して、もう一枚の方の学校教育課については、1番はこれまで行ってきた取組についてでありますので、前半にご意見をいただいて、2番に今後学校で行う取組とありますので、これについては後半にご意見をいただければと思います。3番の「ほっとデジタル相談・ふじ」につきましては、これまでの実績等につきましては前半の方で扱っていただければというふうに思います。

まずは、おおよそ交通整理をさせていただきました。そういうかたちで今後の意見

交換を進めていただければいいと思います。

それでは皆様方から、まずは条例に関するこれまでの取組について、これはこども未来課、学校教育課どちらでも、同時でも結構ですし、ご質問やご意見等をいただきたいと思います。

#### 教育委員

条例を読ませていただいて、要するに子どもから出しにくい、そうすると周りからそれを虐待があるなら虐待がありという通報制度ですかね、そういったものが謳われていなかったの、その辺はどのように考えるのですか。

#### 事務局

虐待通報につきましては、いち早く連絡するための虐待対応ダイヤルがございます。それについては、誰であっても電話で通報できるというような制度です。また、市のこども未来部の中にこども家庭課というところがあるのですけれども、そこでは「子どもなんでも相談」というものを掲げていて、子どもに関する相談については基本的にはそこで一括して受け入れる、そんな体制を取っております。虐待通報については子どもの生命にかかわる重要な問題でございますので、いち早くこども家庭課のほうにご連絡をいただくというような対応をしております。

#### 市長

条例の中の虐待というところについて、最後に資料が載っていますけれども、そこについて補足していただければと思います。

#### 事務局

条例についても、貧困や虐待、いじめ等、子どもにとって明らかな権利侵害に当たるものについては、本条例の特色かと思うのですけれども、11 ページの最下段をご覧になっていただけますでしょうか、第4章のところに、「虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止」ということで、特出しで条項を設けているところでございます。

次のページをご覧ください。第9条のところでございますけれども、ここには虐待、体罰の項目を設け、それぞれで市、保護者、市民等々ということで第9条第2項で、「市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければならない」と、規定をされております。

市が一丸となって、これらの事例があったときには早期発見に努めてそれが最終的には通報につながるというふうに考えております。

#### 教育委員

義務化まではされていないということですね。そこまでの必要はないという判断なのか、義務化というとなんか難しくなってしまうのでしょうか。

#### 事務局

義務化ということではなくて、通報義務ということですが、もし発見した場

合では、匿名でも構わないので、「1・8・9（いちはやく）」で、児童相談所又は警察までとあります。最近では警察への通報も増えておりまして、夫婦げんかをしていて、子どもの前でDVが起きている状況については、直接保護者の方や子どもから連絡がいくこともあります。いろいろなかたちで虐待を防止するための手段を講じております。最近「1・8・9（いちはやく）」というところについても、そういった通報についても多くなってきています。

教育委員

虐待までいってしまうと、警察の問題になってしまって、ちょっと教育委員会としてはというところはあると思いますが、もうちょっと踏み込んでほしかったという気持ちはあります。

事務局

今の通告についてですけれども、この条例では通告の義務というものは明記されておりませんが、それとは違う法律の中で、すでに通告の義務ということは書類として学校の方に周知しておりますので、学校の方では子どもの虐待が発見されたときには通告の義務があるというところで学校は対応しております。

教育委員

学校で把握できたら、警察へ通報するということですか。

事務局

警察、児童相談所等に通告することになっています。

教育委員

分かりました。ありがとうございます。

市長

法律という話がありましたが、具体的にはどういう法律でしょうか。

教育委員

今の議論で、まさに問題意識は分かるのですけれども、児童虐待の防止等に関する法律という条例よりさらに上位規範というか、法律で虐待防止に関して、被虐待者を救う、さらに虐待者、虐待せざるをえなくなった人を保護するという別枠の法律があります。

この権利条例は、富士市として、もちろん法律を守るのは当たり前、さらに条約を守るのは当たり前だけれども、富士市として子どもを中心に、子どもが生きやすい、過ごしやすい環境をとという別の目的から作られたものであります。

その中で今説明をいただきました、あえて第4章というかたちで虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止を特出しをして定めています。これは、法律があることは分かっている、さらに富士市としてもよりそこに着目して、関係者の皆さんに、こういうこと

を当たり前のこととして認識しますということを、より丁寧に規定したというところで整理すればいいと思っています。

おっしゃるとおり虐待はあってはいけない、虐待があった場合通報するというのは周囲の者ですとか、教育関係者、医療関係者、当然の法律の義務だと思いますので、そういった整理になると思っています。

教育委員

くどくなってしまうと申し訳ありません。もし、そうであるならば、もう謳った方がいいと思います。法律で決まっていることなのだから、これで義務化しないのはかえって薄くしているような気がします。

事務局

先ほど教育委員からもありましたとおり、基本的には上位法で定められておりますので、それについては上位に委ねるという形をとっています。条例の中では虐待のことについて広く浅くではないのですけれども、皆さんに知らしめるための条項を設けてあります。そのような意味合いで、記載がありますので、上位法についての通告義務等についての記載はございません。よろしいでしょうか。

市長

そういうことでよろしいですか。

教育委員

条例の限界ということでしょうか。

教育委員

本当におっしゃるとおり、子どもの命を守るという意味で通告義務とかそれについてはよりはっきり書くという意見もあろうかと思えます。けれども、条例とか法律とかのそれぞれ目的というのが、何のためにその法令を作るのか、条例を制定するのかというところもある中で、富士市の子どもの権利条例というのは、もちろん子どもの命を守るということも大事だけれども、その前文ですとか附則にも表されていますが、子どもの権利を大切にす、子どもにやさしいまちを作るというところで、みんなで共有してやっていこうという、そこに立った上での条例だというふうに思います。

もちろん、条例だけがあるわけではなくて、関係法規というものもあります。これは知っているのは当たり前だし、守らなくてはならないのは当たり前という前提があった上なので、その中で富士市としてこういうところをより丁寧にやっていくという、そういう重層的な教育といいますか、先生方に対する研修というか、そういうところも必要になってくると感じました。

市長

はい、ありがとうございます。この件に関してはよろしいですか。

### 教育委員

これを読みまして、親の教育も必要だなと思いました。その中で、学校教育課長からPTA総会や学校だより等を通して説明するとありましたけれど、いいことだと思いました。しかし、PTA総会に出席しない親とか、学校だよりを読んでくれないというような親が問題になる気がします。そういう親に対してどうしたらいいかなと思ったのですが。

### 事務局

今おっしゃられたとおり、PTA総会に出席しないという保護者については、なかなか難しいところです。学校からの文書は一方的なものであって、一つは出席されなくても、学校からの文書をお子様を經由してお伝えするというのは、学校としてはやっていかなければならないところです。

それ以外にはPTA総会に限らず、学級懇談会や授業参観、定期的な三者面談などがあります。一番つながりやすいところは三者面談ではないかと思います。なかなかお越しいただけない保護者については100%まではいかなくても、面談に来ていただくことは多いので、そういったタイミングを何回か作りながら、こちらからお伝えしたいことは伝えられるように取り組んでいるところです。

### 教育委員

分かりました。よろしくをお願いします。

### 市長

他にございますか。

### 教育委員

最初にありました、子どもの権利の4原則の中の1「生命・生存・発達の権利」・3「子どもの最善の利益」・4「差別の禁止」はよく分かります。2の「意見表明権」ということですが、子どもが自分の思いを自分の言葉で伝えるということの難しさというのは先生方が一番よくお分かりかと思うのですが、ここにもっていくための意識改革というか、子どもたちにそういう意識をもってもらうことにどんなふうに取り組んでいくのかというのはすごく大きな課題ではないかなと思います。

どちらかというところ、他力本願的なところが非常に多くて、地域の方々からとか、先生が予知するとか、そういうところから発覚していくことが多いです。子どもたちはわりと自分のことに関しては出さないとか、言わないというのが基本だということを知ってやっていかないと、この2番にもっていくのが難しいと思うのですが、ここへの取組というのはどんな形でしていくのでしょうか。

### 事務局

今おっしゃるところは、そのとおりだと思います。今までの教育は、どうしても学校からの伝達というところが多かったように思います。授業の中でもやっぱりそうでした。ですが、最近変わってきたのは、学びを受け身ではなく主体的に転換していく

ことです。自分の思いを表現する場面を、授業の中でも多く設定をしています。自分が感じたこと、思ったことを発信する場面を授業の中で設定をして、繰り返し繰り返し行っていくことを意識していることが一つあります。

さらには、授業では言えるけれども、自分のことや困っていることを言えないということがあるので、そこへの取組として学校教育課の資料にも出したのですが、校則の見直しであったり、運動会や文化祭の企画であったり、子どもたちが自分たちで考えて何かをやる場面を今まで以上に作りましようということがあります。討論会とかディベート等、意図的に子どもたちが自分の意見を言わざるを得ない状況を作り出す中で、慣れていくというところ、それと同時に先ほどのリーフレットの配布、また「あなたたちは自分の思いを言葉に出していったいいんだよ。」ということ子どもたちに繰り返し繰り返し投げ掛けていくしかないかなと思っています。

### 教育委員

ありがとうございます。非常に難しく、時間のかかることだというふうには感じております。

先ほどの、多様性の中で誰もが使えるトイレを作ったとしても、そこを使うかどうかというのは、子どもたちの中では、それが逆にいじめにつながってしまうのではないかと考えると、なかなかそこを使えないという実状というのは当然のことながらあります。それが使えるような世の中になっていけばいいのですが、そこにもっていくのが非常に難しいのかなというふうには思っています。繰り返し繰り返しは大事だと思います。

その中で、地域の方々には、出前講座等でお話をしているのは、民生委員の方でしょうか。コミュニティ・スクールとか、あるいはまちづくり協議会とかがありますけれども、民生委員・児童委員の方々だけとのコンタクトになりますか、それとももっと広い地域の方々に出前でお話をされた機会をもたれていらっしゃるのでしょうか。

### 事務局

現在は地区の中で、子どもにダイレクトにアプローチをするところになると、民生委員児童委員の方が一番主になっているのかなと思います。民生委員児童委員の方々については、いつも会議が始まる時に、児童憲章の唱和もされていて、子どもの権利に関する造詣が深いと感じています。

民生委員の方々については、まちづくり協議会の中にも一構成員として入っていると認識しています。各地区には子どもにアプローチをするいろいろな部会があるので、多くのところにはPTAですとか、民生委員の方とかが入っていると思います。そういうところで広めていただければと考えております。

ただ一つ今委員からご指摘があったとおり、様々なところで訴えかけていくということは必要なかなと思っています。今、我々だけで広めようと思ってもなかなか広まらないところもあるので、今考えているのは人権擁護委員さんとタイアップ、コラボレーション、協働をして、いろいろなところで子どもの権利条例について触れてもらうというようなことも考えています。一人でも多くの方

に子どもの権利条例について知ってもらいたいというふうに考えております。

#### 教育委員

そうですね。先ほど言ったとおり、繰り返し繰り返し地域の方々や保護者の方に伝えていかなければいけないと思います。こちらに来る前に、富士市子どもの権利条例について聞いてきたのですけれども、みんな知りませんでした。小中学校に子どもを通わせている方に、「知ってる？」と言っても、「知らない。」という状況でした。誰もが「知ってるよ。中身は詳しくは知らないけれど、知ってるよ。」位までにはいかなないと、なかなか思うように進んでいかないのではないかなと思ったので、至る所で何回もそういうことをしていくということは大事なのかなというふうに感じました。

#### 市長

学校との関わりの中では、PTAで止まっているのですよね。地域の活動だと、どちらかという子ども会、その世話人さんたちが子どもとの関わりが強いのですよね。活動を子どもたちがするわけですので。

子ども会も弱体化してそういった会もなくなっているというのもあるようですね。子ども会、社会教育、どうでしょうか。子どもの権利条例、子ども会の世話人たちがこういったことを踏まえながら子どもたちとの関わりを持っていくという、一番身近な立場ではないですかね。

#### 事務局

今、市長にご指摘いただいたとおり、子ども会は非常に難しい時期に入っています。子ども会活動の存続自体が、危ぶまれているところがあります。ご指摘のとおり、子ども会活動の中でも、子どもの権利というものを意識して行動に移すということが非常に大事だと思います。

残念ながら今のところ、子ども会、市子連などに子どもの権利条例のことについて働きかけというのはできていない状況にありますので、今後一つ課題として捉えていきたいと思います。

#### 市長

いろいろな場面でどんどん発信することが大事だから、子ども会も当然対象ですね。

#### 教育長

私も今、市長のおっしゃるとおり、子ども会がまさに子どもの権利の主張できる場面なのかなと思いました。子どもたち自身が主体となる会ですから、その中でどんな活動をしていこうとか、どういうようなことを大人に伝えていこうかということ子ども自身が考えて、子ども自身が企画して前に進んでいくというのが、本来の子ども会の姿なのかなと思います。それをリーダーとしてやってくれているのがジュニアリーダーで、ジュニアリーダーがいて、子どもたちが子どもたちの声を吸い上げながら、大人たちの間に入り意見表明をしてくれている部分もあります。ですので、実際

子どもの権利を大切に守っていくとなると、社会教育の中の子ども会活動がこれから有効に利用される会なのかなと思います。我々も支援していきたいなと思います。

#### 教育委員

皆さんと重複してしまうと思うのですが、これは人のマインドを変えていくというか、日本文化の家族であるとか、親としての育て方とか、大人としてというところを本来は個人として子どもを見るという距離感があるはずだったのですが、日本の家族という考え方が、自分もそうなのですが、親として子どもを自分の分身のように考えてしまうところがあります。けれども、実は個人としてちゃんと捉える距離感が必要というところを、そのマインドを変えていくというところをちゃんと伝達していくことが大事だと思います。

長い期間がかかりますし、それを聞いた子どもたちはどう思っているのかですとか、きちんとアンケートなり、去年と今年お子さんに権利カードを使ってどうだったのかというところを一つ一つ検証しながらやっていって、長い目をもって確認していくことが必要であると思います。

生活様式の中で、当たり前になっている部分の接し方、そこが変わっていくということが時代に合ったものになると思うので、そういったところを見ていただきたいと思います。もちろん子どもですから、権利というものを持つことによって、違う道に行ってしまうこともあると思うのですが、そこは大人がしっかりと対応していくということが大切だと思います。

こういう関係性というのは、時代によって新しく変わっていくので、大人とか、関わり合った方が新しい情報を手にしながら、アップデートしていくということがとても大事だということを改めて聞くので、こういう情報をいろんな方に知っていただくということ、また、いろいろな会を介してやっていくということも絶対に必要だと思います。

子どものことに関心がない大人はいないので、ここは関係ないと思ったところであっても、しっかりと伝えていただきたいです。市の機関がたくさんあると思うので、そういうところでしっかりと伝達していただくことが必要だと思います。

ちょっと細かいところなのですが、今回取組の中でLGBTQであるとか、制服の見直しというのがあって、先日違う会議に出席して教えていただいたのですが、女の子が制服でズボンを履いたりして、すごくいいことなのですが、実はこの世界の中では女の子がズボンを履くことに対しては、みんな「よかったね。進んだね。」というのだけれど、「男の子がスカート履いた時にはどうですか。」と、投げ掛けられたのです。やっぱりそういうところも、まだ自分も分かっているつもりが分かっているところがあるので、そういう一つ一つ時間を設けて、自分がアップデートしていくことが必要だと思いました。

#### 市長

委員の意見に関連付けて、何かありますか。

## 教育委員

今一番響いたのが、子どもは自分の分身だと自分は思って育ててしまいましたよね。普通の親はみんなそう思っていると思います。それなので、見えなくなってしまう。見えなくなってしまうところを見せるのはすごく労力のいることで、大変だなと思っています。

先ほど、PTAに出てこない親御さんがいて、そこにどう伝えるかという話がありましたけれども、そこばかりではないですよ。もっと深いところにもということもありますので、これからこれを次の段階にもっていくときには、深い部分も検討していかないとなかなか難しいなというのが話を聞いていて思いました。

持ち物だと思っています。大体。親が決めてやる、親が何でもここに進みなさい、これをやりなさい、こうしなさい、ああしなさいというのは、保護者という名前からしても、それは自分の役目だというふうに思っています。そこでちゃんと子どもの意見を聞く耳をもっているのかというところが、先駆者としてつつい指導してしまうのです。このルートに乗せようと思ってしまうので、意見を聞く前にこっちのほうがちやんとなるわよとか、こっちに進んだほうが間違いないわよ、という路線を作ってしまうがちなので、子どもに耳を傾けながら、子どものやりたいようにみたいなことになれるかどうか、すごく難しいと感じました。

## 市長

親が自分の子どもに対する子どもの権利という考え方がなかなかこれは難しいですね。当然子育て世代の親たち、年代の人たちは自分の子どもはともかく全体でみるという考え方も大事にしてほしいです。私たちは孫を見るような立場になってくると、もうこれは全てにおいて権利を認めてやるべきではないかと思っています。親が実際自分の子どもに対してというと、どうなのでしょう。

## 教育委員

本当に一例で申し訳ないのですが、子どもをバレリーナにしたいと心底思っている親御さんがいて、子どももバレエが好きなので、すごく食事制限をするわけです。それを虐待ととるのか、将来を考えて、イチローみたいな選手を育てるといようにとるのか、周りからはすごく難しく、お子さんもそれを嫌がっているのか、そうやりたがっているのか、というのもなかなか難しい判断です。

## 市長

どうですかね。

## 事務局

やはり子どもは持ち物です。子どもたちが結婚して新たに孫を産んで、子育て世代になり、我々が今まで持ち物だと思っていた子どもたちがこういったような子育てをしたいという意見を主張してくることを目の当たりにすると、そういう子どもたちの権利が大いにあるのだなということを実感しています。

場面が変わったり、年代が変わったりするところで、新たに子どもの権利というも

のを再発見する可能性もあるかと思しますので、それをぜひ皆さんも感じていただけたらと思います。

子どもたちが小さいときには、持ち物だと思って自分たちが都合のいいように指導をしてきたのかもしれませんが。けれども、自分たちの指導が良かったのかどうだったのかというのは、子どもが新たに孫を産んでどういった育て方をするか見極めたところで、改めて自分たちの保育とか子育てがよかったかどうかというのが分かってくるのではないかと感じております。感想です。

## 教育委員

法律上の建前というのが、子育てに対して第一義的に責任を負うのは保護者だというところは、条例にもそこははっきりと書かれていますし、レジメの保障にしても学校にしても親が第一義的な責任を持つべきであって、そこが誤って解釈されてというところはあります。

親としてはちゃんとした責任を負う、その中で、本来子どもに対して責任を負わずの親がちゃんと機能しないとか、一方で虐待をして敵対をしてしまうとか、そうであっては社会全体としていけないということで、子どもを中心に据えた仕組みを作っていこうと、その意味での子ども権利条例というのはとてもいいと思います。

けれども、歴史的にもともと子どもは、労働力というか家の中の農作業というか、昔は本当に労働力としか見ていなかった、親の意のままに親の所有物として育てていたということがあります。そこをどう脱していくかという壮大な試みというか、その過渡期であるのではないかと考えています。

いろいろな夫婦間の紛争などで、子どもが置き去りにされてしまう、大人の権利だけで言い争ってしまうことがあります。いわゆる面会ですが、離婚する、別居するとなったときに、子どもは会いたい、だけどこちらは会わせたくないとか云々で、子どもは「私はこうしたい。」という意見を吸い上げる仕組みがないまま、親同士の議論で進んでいってしまうことがあります。それもやっぱりあるべき姿なのかというと、やはり違うということで、法律上の子どもの手続、代理人とか、子ども目線で国費で代理人を付けようとか、今回も救済制度を作ろうとか、仕組みとしてできてきています。

そういった中で、子どもの権利条例をせっかく作って、これを市でも子どもに一生懸命周知をしようとしています。子どもたちに、子どもは本当に守られているのだ、困ったことがあればこうすればいいのだ、まずはそこを分かってもらえばいいと思うのですけれども、先ほどから議論に出ているのは、本当に分からなければいけないのは保護者であり、子どもをとりまく市民等であると思います。

この条例の構成は、第2章で子どもにとって大切な権利とドンと言って、第3章でその権利を保障するのは一体誰というところで、保護者が来て、施設関係者が来て市民等が来てと、この辺りは一生懸命議論をして作っていただいたものです。この崇高な富士市の権利条例はここまで徹底的に考えて作ったのだと、そうだとしたら機能させない手はないのではないかといいかというところで、進んでいただければと思います。そういう意味では、現場の先生方、一番子どもに身近に接するのは保護者と学校の先生でしょうから、学校の先生方が本当に正確に子どもたちや保護者に伝えられるよう

な条例の理解をするための教育があつたらいいなと思っているところです。

### 教育長

今、家庭での子どもとの関わりの中で持ち物という話がありましたけれども、学校教育でも全く同じ部分があると思います。これまでの話の中で校則の見直しだとか、例として挙げられているのですけれども、校則の見直しを子どもたちに委ねるという意見がある一方で、学校の教員、教師、指導側の立場の人には本当に子どもたちに校則の見直し、生活の決まりだとかを委ねていいのかという意見をもつ人もいます。ですので、進んでいる地域、富士市はこの条例があつて、学んでいるところがあるものですから、その方向では進みやすいのですけれども、まだそれを否定する考え方もあります。

子どもに委ねた時に、本当に学校の秩序が守れるのかとか、子どもが好き勝手なことを言って、髪の毛も好きなヘアスタイルにしたり、服装も自分のはやりの服装を主張したりしてきて、学校そのものの教育活動、教育機関としての機能を果たせなくなるのではないかという心配をする意見もありました。だからこれまではどちらかというと子どもの言うことをあまり聞くよりも、学校が教育を進めていくためにはこういうふうな決まりがあるべきだという、学校サイド、教員サイドで秩序はこうあるべきと決めて、子どもたちが従ってきた、これは学校教育の中では大事だという考え方がありました。

しかしそれは違うのではないかというというのが、今我々が動かしている考え方です。一番大事なのは語り合うことなのではないかなということなのですね。ですので、確かに子どもがいうこともそのまま主張していったら学校の秩序、授業中でも髪の毛を気にしたり、スマホを見たり、教育そのものの秩序が成り立たないのではないかという学校サイドの考え方もある一方、それをもっと認められてこそ自分らしさが発揮できるのではないかという子どもサイドの意見、そうしたことについて常に語り合う機会を作ることが今回大事なことで求められていると思います。

それは家庭においても同じなのかなと思います。先ほどの持ち物という話、子どもには子どもの将来なりたい願いがあつて、お母さんもさせたい願いがあつて、その中で一緒に考えていく、途中から方向転換も子どもが発達段階によって出てくるかもしれない、その時にいかに子どもと対話ができるかどうか、そういう対話をするシチュエーション、子どもの声を聴くという指導者側、教員もそうだし、親側もその構えを学ぶということもこの条例の中謳われていることとして、勉強していくということなのかなと学校としてはそういうことを大事にしていきたいと思っています。

### 市長

他に何かありますか。皆さんからは条例のそもそも論というのでしょうか。深い議論になったと思いますし、これまでの取組ということと同時に今後のことについての話も入っていていると思うのですが。これまでのことも含めてもいいですし、今後のことの話についても、いかかがですか。

今までの話の中では、まだまだ我々も含めて理解ができていない部分もありますので、いかにこれを身近なものとして学校や家庭や地域、PTA や子ども会などいろいろ

出てきましたよね、そういうところととにかく機会を持っていくということがまだまだ大事なのだなと思います。2年目になりますけれどね。

#### 教育委員

第5章の第12条で、子どもの居場所づくりとありますが、核家族化が進んで親が共働き、子どもが帰ってきても家に誰もいない、そういう状況を思い浮かべると、そういう家庭が増えていると思います。子どもの居場所をつくるというのはすごくいいと思います。ただ、具体的にどういう場所なのか、イメージが浮かばないのですけれども、どのようなものをイメージされていますか。

#### 事務局

富士市の条例を制定するときにも、様々な議論がありました。子どもの居場所というところを、あえて特出しして、条項にしたということは富士市の条例の特長なのかなと思います。

どのような場所が子どもの居場所なのかというと、居場所というと様々な場所があると思います。自分が一番ほっとできる場所、そこがやはり子どもの居場所であると思います。

以前子どもに対して、「自分が一番ほっとできる場所はどこですか。」とアンケートを取ったことがあります。そのような質問をしたときに、「自分の部屋」との答えが一番多かったです。ただその一方で、なかなかそこだとほっとできないという子もいました。学校が一番ほっとする。友達と話ができる学校が一番ほっとできるという意見もありました。それぞれの子ども一人一人が一番ほっとできる場所がその子の居場所なのかなということは、アンケートの中でもあぶりだされましたし、そしてまた条例を作るときの懇話会の中でも、そこが本来の子どもの居場所なのかなというようにことで議論があったという経緯があります。

今後具体的に市としてどんなところを子どもの居場所として考えていかなければならないかということで、現在も様々なあるのですけれども、例えばこども未来課で所管をしておりますのは、学校から家に帰っても誰もいない児童に対しては、放課後児童クラブがあります。保護者が基本的には就労の支援施設の一環なのですけれども、保護者が家庭にいないお子さんを一時的に預かるというようなものです。そこもやはり子どもの居場所なのかなと思っております。今、放課後児童クラブにおいても職員に向けて研修等を行っておりますが、子どもの権利条例の趣旨を大切にして子どもの最善の利益を求めながら児童クラブを運営しよう、そんなところを発信をしていくところです。

また、その他にも本市におきましては児童館があります。公設の児童館が4館あります。こちらに対しては対象を18歳未満の子ども向けに開設をしています。更にそれにとどまらず、NPOがやっている子どもの居場所というものもございます。その居場所につきましては、学校にいけない子ども等々、家庭にも帰れない子ども向けに、基本的にその子だけというわけではないのですけれども、全ての子どもに対して門戸を広げて、子どもの居場所というものを提供している団体もあります。その団体につきましては、屋内の居場所もそうですし、週末の屋外の居場所、公園を利用した居

場所の提供等をして、さまざまな場所での居場所というものを提供しております。

現在こども家庭庁が国のほうでは動き出しました。その中で、こども基本法というものが新たに施行されたということです。今後は富士市においても子どもの権利に関する計画等を定める予定ではあるのですが、国の審議会の中でも、まだ仮称ではありますが、子どもの居場所に関するガイドラインを今後策定するというところも聞いています。そのようなガイドラインを見据えながら本市における子どもの権利条例の推進計画の中にも子どもの居場所というものを改めて考えていきたいと思っています。

#### 教育委員

よく分かりました。児童クラブの充実とか、NPO 法人に対する助成等を考えていただいて、そういうところを育てていかなければならないと思います。

質問なのですが、11月20日を記念日にした理由は何かあるのでしょうか。

#### 事務局

これについては、11月20日に子どもの権利条約が国連総会で採択されたので、全国的にも本市においても子どもの権利の日というものを11月20日にしています。国内でも50か所以上のところが子どもの権利条例を定めているのですが、そこでも多くの市町が11月20日を子ども権利の日と定めております。

#### 教育委員

放課後児童クラブの話が出たのですが、思春期を迎える中学1・2年生なのですが、今後、部活動等がどんなふうに変化していくかの過渡期になると思います。この場合に部活動に参加しない子どもたちが増えたりですとか、入れない子どもたちが出てきたときに、その子たちの居場所という観点というものはありますか。

児童クラブは小学生ですが、中学生等々がこれから先、部活動がなくなるみたいなことになってくる可能性が出てきていますよね、そうしたときに、学校から出てから、親御さんは働いているし、どうするのかなと心配をしているのですが、そういうところは視点の中にありますか。

#### 事務局

今までに、その役割も部活動が果たしてきたところがあって、学校の活動が終わった後に、富士市については全員の子どもたちが部活動に参加していたので、午後5時くらいまではみんなが部活動をしていました。これからはそれがなくなる可能性が出てきたときに、それをどうするかというところは正直なところ考えついていません。中学校年代の子どもは、各家庭に帰って、自分のことが自分でできる年代であるので、それを放課後児童クラブのようにどこかに集めたとしても、年齢が年齢だけになかなか難しいところが出てくるだろうと思います。だから今後考えられるのは、その子たちが自分の意思でどこかのコミュニティを求めて自分で出掛けていく。図書館に行けばいいのですが、それがコンビニになったり、公園になったりというのは当然考えられるので、そんなことも考えていかなければならないと思います。

## 教育委員

ぜひその辺も視野の中に入れていただきたいと思います。確かに自分で何でもできる年齢なのですけれども、それが故に、そこから何をやるのかということもありませんし、親御さんがそういうことをきちんと指導できる親御さんばかりではないかもしれないので、そこのところは一抹の不安があるかなと思いました。

## 教育委員

説明の中で、例えば「ひとりでなやまないで」であるとか、「ほっとデジタル相談・ふじ」とか、そういうところで、自らアクションを起こすお子さんであったり、大人に相談しないで自分たちのコミュニティを作って集まっていたりとか、あとは民間でNPOで居場所づくりをやっているとか、そういうところの所在の把握について、教育委員会と福祉の連携がちゃんとできていて、どこにどういうものがあってというのはどのくらい把握がされていますか。

多分、今、居場所を作ってあげたいと思っている方もたくさんいますし、そういうところの皆さんの力を借りるためにも、連携を取りながら整備していく必要があるのではないかと考えています。どうしても見える形のお子さんはいいいのですけれども、そうではないお子さんも水面下にはいるのではないかと考えています。救ってあげたいと思っている方たちはたくさんいるので、そことの連携をとっていただきたいと思います。

## 市長

今、小学校も中学校もそうですけれども、学校を離れたところで、さらに教育委員会から離れたところとあるのですけれども、学校の状況が変わってくれば子どもたちも時間を持て余すことになってくる、何かの受け皿がないといろいろな問題が発生しかねないというご意見もあります。そうすると、いつも言われる教育と福祉という部分においてどうやって連携をしていけばいいか、議会でも今までもそういうことが議論されていると思います。その辺の基本的な考え方というのはどうだったでしょうか。

## 事務局

今の話は本当に難しいと思います。子どもたちに対して、学校が何かをするという発想をこれから持ち続けるとすると、結局学校は、いつも子どもたちを抱えるというシステムが変わらなくなっていきます。

もう部活動は学校から切り離すと国が方向転換したとするならば、その受け皿は学校ではなく、地域社会にそれを作ることを考えていかなければならない時代になっていると思います。ただ、学校は丸投げはできないので、当然そういう子どもたちがどんな心配があるかというのは今考えているところですが、それが見つかりません。なぜなら平日午後3時に子どもたちを返すとなったときに、その子たちの受け皿は海外で言ったらそれぞれにその子たちがやりたいスポーツであったり、文化活動の居場所があって、ある程度のキャパシティがあって自分が選択できるというシステムがあるのですけれども、今はそういうものが作れていません。作れていない中で子どもたちを放せば、何が起こるかということ、やることのない子どもたちがどこかにたまるな

どの状況が安易に想像できてしまいます。それは考えなくてはならないと思います。今のままでは、行き場のない子どもたちが増えていくだろうと思います。あとは、その子たちをターゲットにした産業、スポーツもそうだし、塾もそうだし、そんなところが増えていくだろうと思います。

市長

子どもの権利条例の中に子どもの居場所づくりというものがあつたもので、そこから広がりすぎてしまった部分はありませんでしたが、大きな課題、問題になるだろうと思います。時間がそろそろ迫ってまいりましたが、ご意見、発言がある方はどうぞ。

教育委員

今後の取組という今日のいただいているテーマで、条例を知らない人があまりにも多すぎるといふことと、11月20日が何の日かをピンとくる人がほとんどいない中で、国連で条約が採択された日、普通は言われなければ分からないし、関心を持たなければ分かりません。しかし条例でせつかく11月20日を決めたということで、昨年はいろいろな児童館でイベントや講演会をされたということですが、せつかく決めたのだからもっとさらにインパクトのあるものができたらいいと思います。例えば一斉授業をするなどで、そこをどう子どもたちに浸透させて、子どもと親との対話で親にも浸透させて地域にも浸透させてというのができたらいいと思います。

すぐにすぐはうまくいかないのかもしれないですが、知られてなきすぎるといふのが残念です。今はまだできたばかりなので、これからの問題だと思っています。もう一つせつかくこの逐条解説ですか、市のホームページにも条例と条文が書いてあつてそこに飛べるようになっています。誰が見るかといふと見ないかもしれないですが、ここももう少し、解説のところは分かりやすいかもしれないですが、これだと感心をもって見ないとかあるかもしれないので、もう少し条例の存在や枠組みを子どもたちにも大人にも分かりやすく説明するといふ仕掛けや仕組みを作るといいと思います。せつかくいいものができているのに、お題目で終わってしまったら全く意味がないと思つてしまいます。

11月20日ですが、今年はまだ迫っていますし、来年度以降どうしていくか、子どもの日もありますし、そういう機会を捉えてどこかで本当に富士市がこんなものを作つたといふことを、子どもたちにも誇りに思ってもらえるといふか、そこは大人として何ができるかなといふことを考えていかなければならないと思います。そうした意味でも、条例、人権、権利とか言葉は出てくるけれども、そもそもそれって何なのだといふところで、なぜ条例があるのか、何のためにあつてなぜ守らなければならないのかといふ、そもそも論を大人、保護者なり先生が子どもたちに対して答えられるようにしていかないと根付いていかないと思つたりするものですから、そうした意味でこの条例ができて、この議論のきっかけに学校現場とか我々でできることといふのを、子どもたちのために何ができるかといふことを真剣に考えていかなければと思います。

市長

11月20日の話が出ていますけれども、令和5年度の取組が8ページに載っています。横断幕の掲示、広報ふじによる周知、児童館4施設において、子どもの権利クイズを行うとありますが。もう少し広がりがあるといいですね。

教育委員

そうですね。もっと欲しいですよ、ここは。

教育委員

昔、小学校高学年か中学生くらい、ロゼシアターの大ホールに入れて、学生も入れて、何か議論をした場面がありましたよね。

教育長

青少年会議ですね。

教育委員

今はなくなったのですか。

教育委員

今はなくなりました。

教育委員

あれはなかなかおもしろくて、自分たちと同学年が出ているので、子どもたちも結構集まって、聞いていたので、ああいうのもいいかなと思いました。

市長

その中で、まさに、子どもの権利条例についてをみんなで議論するとか、子どもの権利とはなど、題材はいくらでもありそうですね。学校単位でもあるだろうし、学年集会とか、移動をせずに行う方法もありますね。

教育長

今後の取組の中で、教育委員会の学校教育課から出している今後学校で行う取組のところで、学校でとは書いてあるのですがけれども、保護者の啓発、地域への啓発、市民への啓発、いろいろあると思うのですがけれども、学校ができることは子ども自身が権利についてしっかりと、自分には権利があるということを理解することなのだろうと思っています。

未だに自分が周りからいじられるということに対して、いじられるということはみんなが楽しむことで、それはそれでいじられても、みんながそれを面白がっていれば、それは自分の立ち位置としてと思っている子がいないわけでもありません。しかし、そうではなくて、自分はいじられない権利があるということ、そういうこともまだ学んでいない部分もあります。ですので、子どもたちがこの権利条例を学びながら、ど

んなことが自分もっている権利なのかをまず学校単位で話し合い、それからそれが大きくなっていくこともあるのかと思います。地域を巻き込んでですとか。まずは、今できることは、各学校単位の中で子ども自身が改めて権利とは何かと学ぶ機会をしっかりと作りたいと思います。そこから外へと出していくというのは、学校では大事なかなと思っています。

市長

ありがとうございました。時間が来たということですがけれども、まだまだ議論が続きますし、我々自身も認識を深めていくためにも、もう少し時間が必要になってくるのかと思います。また今後の状況を見ながら、総合教育会議の場でなくてもいいので、いろいろとテーマにさせていただければと思います。また、その時には当然市長部局のこども未来部の中で一緒にやっていくということが必要であると思います。

今日は、これで締めたいと思います。ありがとうございました。

閉会

事務局

皆様、長時間に渡りありがとうございました。

本当に深い議論がなされたと思います。子どもの権利とは何ぞや、という視点でこども未来部と教育委員会がそれぞれの中で、また市長と教育委員の皆さまを交えた中で課題も共有できたかと思います。先ほど市長からもありましたけれども、まだまだいろいろ議論をしたい部分があるかと思いますが、また今後について検討していくとともに、まずは今日の内容につきましては、我々の取組の参考にさせていただきたいと思います。

それでは、以上を持ちまして令和5年度総合教育会議を閉会致します。本日は誠にありがとうございました。